

1 事故の定義

以下の「事故」とは、開館中及び事業実施中に起りうる、来館者の怪我につながるすべてとする。

2 事故防止への責務

(1)危険物の排除、整理

- ①館外に木材を置く場合は、整理して置き、落下。崩壊・腐食を防ぐ。また、釘等は完全に除去しておく。
- ②小屋等の大型工作物も同様に危険箇所を整備し、腐食等があれば修繕または撤去する。
- ③館外は頻繁に点検し、地面。砂場の釘。ガラス等の危険物を除去する。
- ④室内は、家具の転倒、物品の配置に注意する。(地震への対策と同じ)
- ⑤館外同様、館内も床の危険物の早期発見に努め、乳幼児の誤飲、来館者の踏みぬきを防止する。

(2)物品の管理

- ①工具類、調理道具は管理を徹底する。また、のこぎり・きり。包丁等、危険な物は施錠できる保管庫、あるいは事務室で管理する。
- ②人体に有害な薬品や塗料・類(シンナー系など)も同様に管理する。
- ③遊具は毎日安全確認を行い、危険箇所がある場合は使用禁止にして修繕する。
- ④設備機器、備品、その他物品の正しい使用方法を熟知する。

(3)日常業務

- ①危険な遊びや行動をしないように注意を掲示等で呼びかける。
- ②各部屋を頻繁に回り、児童の様子や遊びの内容を把握する。
- ③町内及び近隣の医療機関一覧を常備する。

(4)意識と技術の向上

- ①職員一人一人が、高い危機管理の意識を持ち、互いに連携しあう。
- ②小さな事故が続く時は、原因を究明し、大きな事故につなげない。(ヒヤリハットを意識)
- ③医薬品の管理を日常的に行う。
- ④応急手当の知識と技術を習得する。
- ⑤救急法などの講習会に参加する。

3 事故発生時の対応

(1)事故の現場にいた職員、また、発生を知った職員は応急手当を行う。

- ①どこに痛みがあるかを確認する。
- ②頭を打った場合は、本人が痛がっていないなくても、無理に動かさずその場で様子を見る。他の場所に打撲が見られる場合も、慎重に対応する。
- ③出血がある場合は、その場で止血を試みる。

(2)他の子どもへの配慮

- ①騒がせない。動揺させない。落ち着かせる。
- ②怪我した本人が話せない場合は、他の子どもに事情を聞く。
- ③ガラスが割れた場合は、他の子どもを割れたガラスに注意しながら遠ざけ、近くに寄って来させないようにする。
- ④床等に血液が付着している場合は、他者が触れないようにする。

4 通報・連絡

児童が怪我をした場合、状況によっては救急車を職員の判断で呼ぶこととなるが、決断をためらわないこと。

判断の後、①保護者への連絡、②教育委員会生涯学習課社会教育係(0736-22-0303)への報告、の順番が原則であるが、臨機応変に対応する。なお、基本的に職員が児童を病院に連れて行くことはしない。

(1)救急車を要請する場合

- ①救急車の出動を要請する場合は、‘慌てずに0736-22-0119番へ。
- ②救急車が来るまでの間は、側に誰か必ず付き、待つ間はあまり過度な処置はしない。

(2)保護者への連絡

- ①保護者に電話連絡を入れ、怪我の状況や本人の状態を正確に伝える。
- ②救急車を要請していた場合には、保護者がすぐ児童館へ来館できるかどうかを確認する。来館できない場合には、救急車の搬送先を同乗する職員が確認し、保護者へ連絡する。
- ③救急車を要請しない場合は、怪我の程度によって、念のため医療機関を受診させるよう勧める。
- ④本人を自力で帰宅させるか、保護者等が迎えに来るか、については、連絡した際に保護者と相談する。

5 保護者への配慮

(1)保護者が医師の診察を選択した場合は、児童館保険について明瞭かつ丁寧に説明する。

(2)受診の有無にかかわらず、職員は翌朝に電話を入れて容態を伺う。受診した病

院、怪我の箇所。状況、今後の診療予定等、必要事項を聞いて忘れずに記録する。

(3)その後、別途対応が必要なときは、上司の指示を仰ぐ。

6 再発防止に向けて

(1)事故報告書は、早急に作成する。事故の発生に至る経過や原因を詳細に記録する。

(2)職員間で事故内容を分析、考察し、事故の再発防止に努める。

(3)遊具等に不備があれば、使用停止、修繕等の処置を行う。